

公益社団法人 鹿沼日光法人会  
特定資産管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益法人鹿沼日光法人会（以下「この法人」という。）の特定資産の維持、取得、処分、運用等の管理に関する基本的事項を定めることにより、この法人の適正かつ効率的な事業運営を図ることを目的とする。

(財産・管理責任者)

第2条 会長は、基本財産と特定資産の管理の適正を期するため、財産・資産管理責任者を指名し、その管理に当たらせるものとする。

2 財産・資産管理責任者は、この規定及び財産管理台帳に基づき当該財産・資産を維持するとともに、善良な管理者の注意をもって運用に当たらなければならない。

(財産・資産の定義及び構成)

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 特定資産とは、特定の目的のために使途等に制約を課した資産で、その資金を区分管理した資産をいう。

(2) 退職給付債務とは、一定期間にわたり労働を提供したことにより、退職以降に職員に支給される退職金規程に基づく退職金の見込額のうち、各事業年度末日における各職員の自己都合退職金要支給額の合計額をいう。

2 この法人の特定資産は、以下により構成される。

(1) 退職給付債務に対応する退職給付引当資産

(2) この法人の事業運営管理に必要な什器備品その他の資産を取得するために積み立てる資金

(3) この法人の将来の特定の事業費又は運営管理費に特別に支出するために積み立てる資金

(4) 前各号に掲げる資金のほか、その運用益を公益目的事業又は管理運営に充てることを目的に積み立てる資金

第2章 財政調整引当資産

(目的及び構成)

第9条 この法人は、将来の収支の変動に備えて財政基盤の確保のため、公益目的事業を行うために必要な管理運営費に充てるため、財政調整引当資産を積み立てることができるものとする。

(設 定)

第10条 財政調整引当資産は、次に掲げる財産を持って構成する。

- (1) 前条に掲げる資産として寄付された財産
- (2) 理事会で前条に掲げる資産に繰り入れることを決議した財産

(維持および処分)

第11条 財政調整引当資産については、会長及び財産・資産管理責任者は、その資産価値の維持を前提に、適正な管理に努めなければならない。

- 2 前条の財政調整引当資産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、理事会の特別決議により元本の全部又は一部を取り崩すことができる。

(区分管理及び運用方法)

第12条 財政調整引当資産は、他の資産と区分管理し、元本回収が確実な方法で運用を行うものとし、金融資産にあつては次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 円建ての預貯金（銀行法又は信用金庫法の適用を受ける金融機関に限る。）
- (2) 日本国国債

(運用益の使途)

第13条 財政調整引当資産の運用益は、管理運営費に充てるものとする。

(報 告)

第14条 財産・資産管理責任者は、理事会の要請があつた場合には、財政調整引当資産の運用と使途の状況につき、理事会に報告しなければならない。

### 第3章 退職給付引当資産

(目的及び構成)

第15条 この法人は、事務局職員の退職に伴う退職金の支給に備えて、退職金支給対象者の毎事業年度末日現在の自己都合退職金要支給額を限度として、退職給付引当資産を積み立てるものとする。

(設 定)

第16条 退職給付引当資産は、理事会で前条に掲げる資産に繰り入れることを決議した財産をもって構成する。

(維持および処分)

第17条 退職給付引当資産については、会長及び財産・資産管理責任者は、その資産価値の維持を前提に、適正な管理に努めなければならない。

- 2 前条の退職給付引当資産は、当該退職給付債務たる退職金の支給に充てる場合に限り、

理事会の決議により元本の全部又は一部を取り崩すことができる。

- 3 前条の退職給付引当資産を退職給付債務たる退職金の支給以外の用途に使用し又は処分しようとする場合には、前項の規定に拘らず理事会の特別決議によることを要するものとする。但し、当該決議においては、当該取崩後の退職給付引当資産の残額と退職給付債務との差額の解消に係る事業計画を併せて決議しなければならない。

(区分管理及び運用方法)

第18条 退職給付引当資産は、他の資産と区分管理し、元本回収が確実な方法で運用を行うものとし、金融資産にあつては次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 円建ての預貯金（銀行法又は信用金庫法の適用を受ける金融機関に限る。）  
(2) 日本国国債

(運用益の使途)

第19条 退職給付引当資産の運用益は、管理運営費に充てるものとする。

(報告)

第20条 財産・資産管理責任者は、理事会の要請があつた場合には、退職給付引当資産の運用と使途の状況につき、理事会に報告しなければならない。

## 第4章 周年行事引当資産

(目的及び構成)

第21条 この法人は、将来実施が予定される周年行事に備えて、当該周年行事に見込まれる事業予算額を限度として、周年行事引当資産を積み立てることができるものとする。

(設定)

第22条 周年行事引当資産は、理事会で前条に掲げる資産に繰り入れることを決議した財産をもって構成する。

- 2 前号の決議に際しては、当該資産の目的となる事業の開催予定時期、事業予算の総額及びその内訳、将来における積立予定額等、当該実施に係る実施要領を併せて決議しなければならない。

(維持および処分)

第23条 周年行事引当資産については、会長及び財産・資産管理責任者は、その資産価値の維持を前提に、適正な管理に努めなければならない。

- 2 前条の周年行事引当資産は、当該積立目的に係る事業の事業費又は管理費に充てる場合に限り、理事会の決議により元本の全部又は一部を取り崩すことができる。  
3 前条の周年行事引当資産を当該積立以外の用途に使用し又は処分しようとする場合には、前項の規定に拘らず理事会の特別決議によることを要するものとする。

(区分管理及び運用方法)

第24条 周年行事引当資産は、他の資産と区分管理し、元本回収が確実な方法で運用を行うものとし、金融資産にあつては次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 円建ての預貯金（銀行法又は信用金庫法の適用を受ける金融機関に限る。）
- (2) 日本国国債

(運用益の使途)

第25条 周年行事引当資産の運用益は、当該周年行事の区分に応じ、公益目的事業又はその他事業に充てるものとする。

(報告)

第26条 財産・資産管理責任者は、理事会の要請があつた場合には、周年行事引当資産の運用と使途の状況につき、理事会に報告しなければならない。

## 第5章 その他の特定資産

(目的)

第27条 この法人は、事業管理運営において必要があると認める場合には、特定の目的のために使途等に制約を課した特定資産（第4章までに掲げる特定資産以外の資産をいい、以下「その他の特定資産」という。）を積み立てることができるものとする。

(設定)

第28条 その他の特定資産は、次に掲げる財産を持って構成する。

- (1) 前条に掲げる資産として寄附された財産
- (2) 理事会で前条に掲げる資産に繰り入れることを決議した財産

(維持および処分)

第29条 その他の特定資産については、会長及び財産・資産管理責任者は、その資産価値の維持を前提に、適正な管理に努めなければならない。

2 前条のその他の特定資産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、理事会の決議により元本の全部又は一部を取り崩すことができる。

(運用方法)

第30条 その他の特定資産は、元本回収が確実な方法で運用を行うものとし、金融資産にあつては次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 円建ての預貯金（銀行法又は信用金庫法の適用を受ける金融機関に限る。）
- (2) 日本国国債

(運用益の使途)

第31条 その他の特定資産の運用益は、当該その他の特定資産の使用目的に応じて、公益目的事業若しくは公益目的事業以外の事業費又は管理運営費に充てるものとする。

(報告)

第32条 財産・資産管理責任者は、理事会の要請があった場合には、その他の特定資産の運用と使途の状況につき、理事会に報告しなければならない。

## 第5章 補則

(委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、この法人の財産に関して必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

## 附則

この規程は、平成25年7月3日以降、理事会の決議の日から施行する。